

神戸赤十字病院地域医療支援事業運営規程

(目的)

第1条 本規程は、地域医療の向上に資することを目的とし、神戸赤十字病院（以下「病院」という。）における診療及び病院内の施設・設備の共同利用に関する運営について定めるものとする。

(共同利用者)

第2条 病院は本規程第3条に定める連携医に病院内の施設、設備の共同利用について、所定の手続きを経て許可するものとする。

(連携医)

第3条 前条による共同利用を行おうとする医師は、連携医申請書を作成し、病院長に提出して承認を受けるものとする。

2. 登録の期間は1ヵ年とし、病院及び連携医双方に異存のない場合は自動的に延長する。但し、病院長又は市・区医師会長が不適当と判断した場合は、第7条に定める「神戸赤十字病院地域医療支援事業運営委員会」に諮り、登録を取り消すことができる。

(医療機器の共同利用)

第4条 連携医は、病院が保有する医療機器を病院長の許可のもと、共同利用できる。但し、当院の主治医が行う診療業務の範囲内とする。

(診療録等の閲覧)

第5条 連携医は自らの紹介患者の診療記録等について、閲覧することができるものとする。また、同意を得た患者については、神戸赤十字病院地域医療連携ネットワークシステム「HAT神戸クロスネット」により閲覧することができるものとする。

(研修会、施設・設備の共同利用)

第6条 連携医及び地域の医療従事者は病院が公開して行う症例検討会、研修会、講演会等に参加することができるものとする。

2 連携医及び地域の医療従事者は病院の図書室利用の手引き及び施設・設備等の共同利用に関する規定により、病院図書の閲覧及び病院の施設・設備の共同利用ができるものとする。

3 病院は前項についてその周知に努めるものとする。

(運営委員会の設置)

第7条 本規程の円滑な運用のため、「神戸赤十字病院地域医療支援事業運営委員会」を設置する。

(附則)

本規程は平成19年 3月27日より施行する。

平成23年 7月14日より一部改訂する。